

平成27年度第2回下野市子ども・子育て会議 会議録

項 目	内 容
会議名	平成27年度第2回下野市子ども・子育て会議
開催日時	平成27年10月5日(月) 午後1時30分～午後3時30分
開催場所	下野市保健福祉センターゆうゆう館 会議室
出席委員 (敬称略)	(会長) 伊崎 純子 (副会長) 土屋 友里恵 石田 文治 小島 恒夫 飯野 友紀 峯 雅士 内木 大輔 小倉 庸寛 黒須 智子 佐藤 美佐子 大賀 昌子
欠席委員 (敬称略)	人見 哲樹 渡邊 喜正 青砥 信行 遠井 佳代子
事務局	こども福祉課： 落合課長 木村課長補佐 関課長補佐 川俣主幹 増山副主幹 伊沢副主幹
傍聴者	なし
会議次第	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事 (1) 公立保育園民営化実施計画について (2) その他 4 その他
配布資料	資料1 平成27年度下野市子ども・子育て会議委員名簿 資料2 子ども・子育て会議及び公立保育園民営化実施計画策定に関するスケジュール(案) 資料3 下野市公立保育園民営化実施計画(第1次素案)

1 開 会

2 会長あいさつ

伊崎会長：

今日は議題が一つしかありません。それだけ大切な内容になっています。忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。9月の水害で白鷗大学が被災し水深2メートルの水につかってしまいました。今回の資料に姿川の氾濫といった記載もありました。私たちは100年後も見据えながら考えていかなければならないのかなと思います。よろしく申し上げます。

司会：

ありがとうございました。委員の出欠状況ですが、人見委員、青砥委員、遠井委員が都合により欠席との連絡を受けています。過半数の委員の出席がありますので、下野市子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定を満たしており、会議が成立することをご報告します。

議事に入る前に、資料の確認をさせていただきます。次第、資料1、資料2、資料3は事前にお送りいたしました。お手元にございますでしょうか。

資料配布が直前になってしまったことについてお詫び申し上げます。

3 議 事

会議条例第6条第1項の規定により、伊崎会長が議事進行

伊崎会長：

議事に入る前に、会議録の署名人を指名させていただきます。会議録署名人につきましては、資料1の名簿順にお二人ずつ指名させていただきますと思います。今回は、土屋委員と飯野委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、議事に入ります。「(1) 公立保育園民営化実施計画について」を議題とします。まずは、事務局から説明してください。

事務局：

資料2、資料3に基づき説明

伊崎会長：

資料2のスケジュールから資料3の4ページ、「1 計画作成に当たって」の「(3) 計画の期間」までで確認、質問はありますか。

伊崎会長：

事業者の選定等については選定の委員会が新たに立ち上がることが分かりましたが、子ど

も・子育て会議がこの案に対して意見を述べる場と承っていいのか、実施計画を作る場というふうに承っていいのか、責任を市のほうにすべてお願いするのか、子ども・子育て会議も一部責任を負うのか教えていただけますか。

事務局：

市とすれば、子ども・子育て会議の委員の皆様からこの民営化実施計画に対する意見を頂戴して、意見を持ち帰って市の上層部と再度検討させていただいて民営化実施計画を作っていければと思っています。

伊崎会長：

承知しました。それではこの会議に関しては市が作る民営化実施計画に対して距離がある状態で、民営化実施計画と一体となるのではなく、民営化実施計画に対して意見を申し上げる場というふうに考えていきたいと思います。なぜそれを聞いたのかというと、しもつけっ子プランは5年間で計画をしたのですが、民営化実施計画は9年間ということだったので、どういうふうに承っていいのかわかりませんでした。私たちが見ていくものはしもつけっ子プランの5年間のPlan Do Seeのところでしたが、民営化に関する部分について資料3の3ページ点線囲みであるように、しもつけっ子プランの5年間の計画の中で「公立保育園の効率的、効果的な運営を諮り多様化する保育ニーズに柔軟に対応していくことを目的に子ども子育て支援新制度での保育支援制度での動向を見据えながら公立保育園の民営化を進めていく」と謳っていますので、この部分が進んでいるかというところは私たちにも責任があります。ですので、この進め方、あるいは進める方向性については市が責任を持ちますが、それについての意見をこの会議として申し上げていくということになります。

伊崎会長：それでは、スケジュール案等についていかがでしょうか。

特になし

伊崎会長：

ここまでは特になしということですのでよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは資料の3の5ページから民営化に当たっての基本的な考え方というところで、全部で九つの項目がありますので、三つずつ進めたいと思います。まず、民営化の手法、民営化の運営主体、土地建物の取り扱いについて確認したいことやご質問したいことがあれば受けたいと思います。よろしく願いいたします。

伊崎会長：

無いようであれば、今日はいろいろと聞きたいと思って来ましたので、本当は私が述べることではないかもしれませんが、お聞かせください。まず(1)の民営化の手法です。公設民営ではなく民設民営を採用するという結論でいただいております。民設民営の方式で、

表の最下段の保育サービスの安定性ですが、つい最近、和民が介護施設から撤退するような話がありまして、株式会社だからなのか学校法人や社会福祉法人なら大丈夫なのかというあたりで、保護者の方から質問が出そうですが、民設民営なら安定なのでしょうか。

公設民営であれば何らかの形で行政が絡むであろうことが言葉からも分かりますが、民設民営だと行政がまったく絡まなくなるとは今説明を受けました。なりそうな気にさせられるというところでの質問です。

事務局：

保育の安定性という面で公設民営方式と民設民営方式を対比していますが、公設民営方式は一定期間で運営者が変わってしまうという不安定さを考えています。会長のご質問は民設民営方式で学校法人、社会福祉法人でも大丈夫なのかとのことですが、今までの事例を確認した中では、撤退したとか駄目になったという話は聞かないので、安定性はあると考えています。

伊崎会長：

皆さんからはどうですか。

石田委員：

本音のところで行くと国の方針に基づいて仕方なくだと思いののですが、そういった方向性を書いた方が分かりやすいと思います。実施計画に書くのかQ&A等でまとめるのかは分からないのですが。説明を受ける側で予習をしていく方がいけばいいですが、おそらく、なんで今までと一緒に駄目なのか、今の保育士さんがいいのにと思われてしまう。市としては、事業者との関係や国の制度などの説明を記載したり、説明したりするといいいのかなと思いました。

伊崎会長：

建設的なご意見ありがとうございます。

峰委員：

近隣市町村、例えば小山市や栃木市がどういう状況で何年間で民営化をする予定でいるのかを教えてください。

事務局：

小山市は、民営化計画という形式ではなく整備計画という形式になっており、その中で公立保育園の民営化を謳っていますが、全園ではなくいくつか残すという方向で進んでいるようです。宇都宮市でも整備計画があり、統廃合しながら公立保育園をいくつか残してという形での民営化を進めています。上三川町では、全公立保育園を民営化するという形です。栃木市も整備計画で、いくつか公立保育園を残すという方向で動いています。

伊崎会長：

では関連しまして、公立保育園を残すという判断をした市町村とすべて民営化するという判断をした市町村があるということですが、どちらもメリット・デメリットがあると思うので、それについて教えてください。

事務局：

残す方としましては、公立保育園の役割として一般的に言われているのが、地理的に僻地なところで保育園運営が採算に合わないといったときに公立が採算度外視で運営している例、公立に地域における子育て支援拠点という役割を持たせている例、DV、児童虐待の家庭などや児童相談所から家庭戻しする児童などの緊急な受け入れの場合のセーフティーネット機能の意味合いを強く打ち出して公立を残すという例があります。一方で、全園民営化している自治体は、上三川町、茂木町、野木町などがありますが、どこに話を聞いてもセーフティーネット的な部分では事例が少ないと話を聞いています。

伊崎会長：

特になければ次に進みます。(4) 民営化の移行期間、(5) 各保育園の民営化実施時期、(6) 保育の引継ぎと移行スケジュールを考えたいと思います。質問等ありますでしょうか。

小倉委員：

しもつけっ子プランの計画は31年度までとなっています。31年度で1園目の検証期間が終わったら私たちの仕事はそこまで、その先まで足を踏み入れていいのか不安に思います。なぜかという、(4)の民営化の移行期間を見るとA保育園だけが3年、B保育園は2年半、C、D、E保育園は2年となっていて、保護者へ丁寧に説明し理解を深めていただくために1園目だけを3年としているかと思えます。C、D、E園については期間が短くなったから丁寧に説明しないというわけではないと思いますが、(6)の移行スケジュールを見ると、これだけやれば理解してくれるとも思うので、A園はこれで移行できるかもしれないですが、B園は本当は3年必要かもしれないし、ほかのC、D、E園は3年以上かかるかもしれない。それぞれ条件が違うので、「残す」という考え方も出てくるかもしれないので、全園を実施計画に載せて移行期間はこれですよと示さなくてもいいのかなというのが1点です。

次に、(6)の移行スケジュールで、丁寧に説明して理解を求めることは非常に大切なことなので保護者説明会をやっていくことは理解できるし良いと思いますが、スケジュールで30年度から始まる合同保育というものの意味がよく分かりません。なぜ合同保育が必要なのか、こういう事例があるのかお聞きしたいです。公立の保育士と新しい事業者の保育士と一緒に保育をするということでしょうか。0歳児に関しては児童3人に対して保育士1人という基準があって、その3人のところに保育士が2人入るということですか。公立の保育士がいるにもかかわらず、そこに民間の保育士を入れて1日中貼り付かせて見ているのか、そ

れを1年間も続けるのか、もしそれをやるとすれば1年間の経費はだれがどこから出すのか。説明をお願いします。

事務局：

最初の園の引き継ぎ期間が3年でその後の園の引き継ぎ期間が2年となっている件です。現段階では、総合計画やしもつけっ子プランで保育園が民営化されるということは分かっていますが、具体的にどの保育園が民営化されるかはわかっていない状況です。今回、実施計画を策定することによって、28年度になれば、3年後にどの保育園が民営化されるのかが分かります。その段階で、B保育園については、それからさらに2年後の民営化になりますので、現在の児童はすべて卒園しており、これから入園する児童は民営化されることが分かっていますので、移行期間は最初の保育園より短くなっています。A保育園については、5年後の民営化であれば、現在入園している児童がすべて卒園してからの民営化になるのですが、今入園している何名かの児童については民営化する段階で在園しているので、若干時間を設けるよう考えています。

合同保育についての考え方ですが、1年間毎日民営化する保育園に行っていただくということではなくて、現時点での想定ですが、最初のころは事業者から1か月に1週間2、3人程度保育園に来てもらうという形で決めて、毎月続けて、同じ人が来てもらえばそれでいいのですが、そうでない場合は、保育園はこういうところですよというところで一緒に活動していただいて、最終的に2月3月には、引き継保育という形でもう少し濃く一緒にいていただいて、4月1日の時点で児童の顔と名前が分からないということがないようにと考えています。給与その他については、他の市町村では長く実施しないところが多いのですが、事故が起きたときの責任問題を含めて、長くとっているところと短期集中型といろいろあるようです。

補足ですが、合同保育で1年と見込んでいるのは、すでに民営化されている先進事例をインターネットで検索したときに、保護者の今いる児童の環境が変わってしまうということが不安に思っているとのことで、そのあたりの保護者の意見を見ていくと、まずは、今までいた保育士がいなくなってしまう、今までやってきた行事がガラッと変わってしまう等が、説明会で意見として出されているところがあって、そのあたりをうまく引継するために合同保育を実施しているところがあって、下野市も計画に取り入れました。

伊崎会長：

小倉委員、いかがですか。

小倉委員：

民営化の移行期間については、なんとなくそうなのかなと感じます。28年度に、全園に説明会を行うということですね。そうすれば民営化を分かっても卒園してしまうということですね。D保育園やE保育園は生まれていない子もいますし、入園するときも民営化を説明しそれでも良ければ入園してくださいと確認してもらえれば間違いないと思いますが、合同

保育については、顔売という形なのでしょうね。新しく事業者になる事業者には、その辺の補償を間違いなくするという事で考えているということでしょうか。全部事業者負担でやってくださいと言うことではないですよ。保育士の処遇や雇用は事業者が持つのか市が持つのかということが出てくるのかなと思います。最後の2、3月に毎日入るということなので、そのころになれば新しい事業者が決まっている、社会福祉法人か学校法人かはわかりませんが、もし新しい社会福祉法人が出来ているならそこは当然認可されていないといけない時期ですから、認可されていればその事業者に補助金を投入、もしくは使うことはできると思いますが、もしそういうものが無い事業者はどのようにするのか少し不安がありますが、大まかな意味は分かりました。事業者への配慮をお願いしたいと思います。

伊崎会長：

お願いしたいという意見でよろしいでしょうか。それとも確認ですか。責任問題の話になると不安になるとは思いますがいかがですか。

事務局：

今後、検討を重ねていきたいと思えます。

伊崎会長：

よろしくお願ひします。ほかいかがでしょうか。

伊崎会長：

ないようでしたら、次に進みます。(7) 公立保育園に勤務する保育士の配置、(8) 民営化後の保育園運営に関する条件、(9) 民間事業者の選定です。(8) 民営化後の保育園運営に関する条件については、検討中ということで、こういう項目も検討したほうが良いのではというもの、なぜこの項目を入れるのかというものなどでも構いませんので、ありましたらお願いします。ご質問ご意見有りましたらお願いします。

小島委員：

(8) 民営化後の保育園運営に関する条件で、民営化を受けた民間事業者に問題があった場合の取り扱いも条件としてあったほうが良いのではないのでしょうか。

事務局：

検討します。

小倉委員：

(8) 民営化後の保育園運営に関する条件で、保育園のみで認定こども園への意向は考えていないのでしょうか。今は認定こども園が制度として確立されていますし、この実施計画の中の資料編でも保育園と認定こども園を同じく区分としています。

事務局：

在園児の保育環境を考え、当面は保育園での運営を考えています。また、子ども・子育て支援事業計画では1号認定の確保量が既存の施設で足りていますので、それとの整合性で、計画の見直しが必要になるということもあります。

小倉委員：

認定こども園にはいろいろな形がありますので、認定こども園ではだめですよということではないのですね。認定こども園になれないということはおかしいのでは、なぜ保育園でなければいけないのかと思います。保育園と認定こども園との違いが、0, 1, 2歳若しくは2号、3号を預かるという意味では、認定こども園に1号認定としての利用定員として必要なくても、1人、2人と行ったことでも・・・。

どうしてこのようなことを言うかということ、使える補助金が認定こども園では違ってきますし、運営的にもかなり有利で、事業者とすればできることがたくさん出てくると思います。新制度が始まった現在、民営化して保育園というよりも認定こども園になってもいいといったほうが先進的で、保護者からすれば、質が高くなったと言いやすいのではと思います。意見です。

伊崎会長：

子ども・子育て支援法で、3, 4, 5歳で日中だけ幼稚園に行くお子さんが1号認定、3, 4, 5歳で長時間の保育が必要な保育園に通うお子さんが2号認定、0, 1, 2歳で長時間の保育が必要な保育園に通うお子さんが3号認定と区分されています。前年度の会議でこの人数が定員に対して足りるか足りないかを確認し、大丈夫であろうと判断しました。市とすれば、この数字を崩すと大変なのではと承りましたが、2号、3号を受けていた園は民営化後も2号、3号を受けてほしいということなのではと聞いていました。仮に、認定こども園が名乗りを上げて、公立保育園が認定こども園に変わった場合に、幼稚園に入るお子さんは預かり保育を足せば、時間的には間に合うだろうと思いますし、民間幼稚園は長い時間預かり保育をやっているので、保育園と変わらない時間お子さんが幼稚園で過ごしているのです。このことを考えると、さほど変わらないのではと思う部分もありますが、夏休みなどは特別加算していますか。

小倉委員：

1号認定は加算されますが、2号認定と3号認定は変わりません。

伊崎会長：

認定こども園は名乗りを上げることはできますか。

事務局：

現在ですと、公立保育園は2号認定、3号認定のお子さんしかいません。同じ建物で1号認定を預かるということになると、2号認定、3号認定のお子さんを預かれる数が減ってしまい、子ども・子育て支援事業計画での2号認定、3号認定の確保策の人数が不足してしまいます。子ども・子育て会議での計画見直しが出てきますし、計画を見直せばよいということにもなるかもしれませんが、現時点で、3号認定については確保量がまだ不足している状況で、民営化の際に認定こども園にすることが可能かということは、現段階では難しいと考えています。

内木委員：

(8) 民営化後の保育園運営に関する条件が重要だと思います。保護者にとっては民営化されても変わらないでほしいという気持ちが結構あると思うので、慎重にやっていくことがいいと思います。保育園で民営化することも合理的かと思います。逆に、民営化してよかったと思ってもらえるためには、条件をある程度事業者で提案できるようにしていただき、民営化して良くなったとなるような、最低これだけは確保しなければいけないがこれ以上はご提案くださいといった感じで示していただけると、いろいろな事業者の特徴が出たりして選択の幅が広がるかもしれないので、民営化後の保育の質がより良くなったということで、民営化がスムーズに移行していけるのではと思うので、条件提示について柔軟性を持っていただけるとすごくいいのではと感じましたので、意見として述べさせていただきました。

伊崎会長：

ありがとうございます。ぜひ、民営化して良かったと言って頂けるようにしていきたいと思います。そのほかにいかがですか。

土屋委員：

民営化によって保育料は変わってくるのでしょうか。気になるところです。

事務局：

保育料の基本部分の住民税所得割課税額による階層については一律同じです。ただし、基本部分以外は公立保育園と私立保育園、認定こども園では異なり、私立の中でも異なります。顕著なものとしては、3歳以上は白いご飯代が含まれていないので、公立保育園では白いご飯をお弁当箱に詰めて持ってきてもらっていますが、市内の私立園では完全給食で実費徴収しています。また、延長保育料も公立園と私立園では異なり、私立園の中でも異なります。

伊崎会長：

ほかにいかがでしょうか。

小島委員：

子どもの環境が変化することが問題であるということで、皆さん慎重に対応しているとい

うことですが、実態としては常にいろいろなことが変化しますし、子どもの対応力はあると思います。実態は私は分からないのですが、保育園の民営化に伴って、先生が変わったりして保育園に行きたがらなくなるような子どもの事例もあるということが本にも書いてありますが、実態的にはどうなのでしょう。小さな事例なのかどうか分からないものですから。この実施計画は非常に慎重に立てられています、子どもは変化にある面で強い部分がありますので、その辺をお聞かせ願います。

内木委員：

私どもの法人で、2年前に民営化された保育園を受けていまして、その時に民間委託というものを経験しました。宇都宮市の上横田保育園が民営化されるということで、1回募集があったのですが、いい運営先がなくて流れたということで、周りから応募したらどうですかとの話を受け、手を挙げたという感じです。9月に1回流れているので、次の4月に応募して7月に選定され、8月か9月に決まって、その後保育園の建設が始まってその後の4月に始まる予定で1年間で移行するという計画でした。建物が4月に完成しなくて、6月に建て終わって7月から新園舎で保育ということになったのですが、4月から6月までは旧園舎を市からお借りして職員は入れ替わって保育しました。合同保育はとても重要で、半年間だったので、結構な頻度で呼ばれてよく行っていました。最初は園長、主任、副主任が行き、その後、学年主任が行き、その後、1月を過ぎてもうすぐ変わる時期になったら、5、6人が毎日行くような感じでした。人手としては大変でしたが、一番は保護者の安心感だと思います。変わることに期待を持たれる方もいれば、不安を持つ方もいるので、不安解消という意味で、顔を知ってもらって安心感を持ってもらうということです。宇都宮市で十何園か民営化している中で、感情的になってしまう方も中にはいらっしゃるようで、保護者が感情的にならないように、丁寧にやってくださいということは指導を受けました。こどもがどういうふうに言っているのかということが重要だと思います。今日は新しい先生が来てすごく楽しかったよと言ってけると、親は安心します。合同保育をどれだけ丁寧にしているかということも、私共も大切にしたいのですが、その結果として、不安になると言ったことは一件もありませんでした。保護者からの要望はなるべく受け入れできるようにして、公立の良さを残しながら、民間保育園の公立ではできない部分、7時までの預かりを8時までにするとか教育的な内容を入れるとかで充実させ喜んでいただけたのではないかと思います。

小倉委員：

つけ加えて、幼稚園です。幼稚園では毎年度クラスが変わり、担任の先生も毎年変わることになります。「このクラスが変わったから幼稚園に行かない」といった子どもはいません。これは元の担任の先生が同じ園の中にいることで、子どもがさびしいと感じた場合は元の担任の先生に会いに行くことができるため、子どもが安心感を持っています。全部の先生が変わってしまうと子どもの変化について分からない部分があります。当園では年度によるクラス替えで変わっていきますが、子どもが拒否反応を起こすことはないですし、また拒否反応が無いように先生も子どもの引き継ぎを行い、子どもがどのような状態かを理解しながら新

しい担任に移っていきます。基本的に大丈夫かと思いますが、全部の先生が入れ替わるといったときには分からない部分があります。そのための合同保育だと思います。

内木委員：

あとは、たぶん誤解があるのではと思いますが、職員の方について臨時の方をできるだけ受け入れるようにとの市の一文があるので、今、現地にいる臨時保育士が民間委託後も引き続き残るといった形になれば、半分ぐらい職員が残り大きな変化がないので、そういったところも条件に入っていくのではないかと思います。

伊崎会長：

細かなことをお聞きします。臨時保育士が引続き雇用された場合の給与はどのようなのでしょうか。

内木委員：

上横田保育園の例でお答えすると、臨時保育士が12～13名在籍しており、私どもとしては是非受け入れたいとお話をしたところ、そのうち11名の方が継続を希望していただきました。その後9名を採用し半分の方を常勤として採用することになりました。パートで雇用した方でも、給与が下がった方はいないです。少しだけ給与は上がったかと思っています。

伊崎会長：

ありがとうございます。先生方がニコニコしていれば、子どももニコニコになります。子どもがニコニコして、何より保護者が安心していけば、子どものリカバリー力はとても強いので、周囲の環境が大きく影響してきます。周囲に「大丈夫？」と繰り返し聞かれてしまうような状況となると子どもが不安になってしまうので、是非みんなが安心していられる環境を作りたいと思います。

先ほどの土屋委員のお話にあったお金を出す部分について、公立保育園を残すか残さないかについて皆様からもっと意見を出してほしいと思います。私個人としては全部民営化といったことでも構わないのですが、公立保育園を残すメリットの一つは、保育料と変わらない金額しか稼げない家庭のケースへの対応があります。プラスアルファでお金を出せば、もっと良いことがあるということは分かるのだけど、そのお金を出すためにまた大変なことになってしまう家庭のことを考えると、今の公立で周りが同じであれば違和感少ないですが、みんなが「いろんなことが増えたよ、楽しいよ」と言っている時に、その子は家庭の事情で受けさせてあげられないといった家庭が出てこなければ良いなと思います。

内木委員：

公立保育園という性格を残していく必要はあると思います。セーフティーネットとして機能しないといけない部分があり、費用負担を求めてはいけない部分があると思います。そういったところを条件に費用負担が今と変わらないこととすることといったものもあると思

ます。私共には、一から立ち上げたわかば保育園、宇都宮市で公立から移管を受けた上横田保育園もあります。そこに通ってくる方の考え方は様々だと実感していて、「預かってくれることが一番だ」という親のための保育園として存続する必要性が有るのを感じているので、子どものための視点を加えつつ親の負担にならない保育園の運営を行うことを考えています。そういったところを吸い上げて条件として提示して、その条件の中でどんな提案ができますかといったものが必要と考えます。

黒須委員：

公立を残すといったところの問題で、保育料が同じでプラスアルファで違いが出てくることが、家庭の状況によってその保育ニーズがあり、その家庭にあわせて延長保育の時間が延長されるといった部分でメリットがあることは分かるのですが、子どもの貧困が騒がれていて、6人に1人が貧困です。これからこの子どもが減ることはないと思います。母子家庭で一所懸命に働くお母さんがいて、そういう家庭は一握りかもしれないが、そこをフォローするところが行政にないのかと思うと、本当にどうするのか、じゃあ生活保護なのか、それでも生活ができない、子どもが学校、高校、大学に行けなくなるといったことになりうると思うことがあります。それで行政が全部ないときにどうするのかということ考えられると思います。貧困は突然起こりうること、交通事故、企業の倒産、天災、病気などすぐに誰にでも起こりうる現象なので、子どもも貧困に巻き込まれることが同じように起きます。働いている臨時保育士も公立と比べて賃金が高くなるならば働いてくれると思いますが、数は少ないかもしれませんが、貧困世帯の方たちを無視することはできないと思います。公立保育園を全部民営化することは時代の変化とともに変わってきた保育ニーズにあわせたものと考えられますが、そういった子ども達をどのようにしていくのかビジョンを教えてください。

伊崎会長：

これは質問ですが、最初の年にA保育園の選定があって、この次の選定は平成31年度からスタートで、年がずれて選定が行われるということは、この選定の条件は毎度毎度変わる、変えても構わないといったものなのではないでしょうか。

事務局：

一般事業者募集の条件ですか。

伊崎会長：

いえ、5園の内1園は今の状態で残した方が良く私は思っていますが、内木委員の話を聞きまして今と変わらないように運営することといった条件を加えて、その1園だけは公立的な要素を残して民営化し、他の保育園は自由に特徴ある保育園にして構わないと考えました。5園全部を同じような条件にしなければならないのか。民営化では全てを公立的な条件としなければならないのか。そのうち1園だけを公立的な条件にして、他は自由な形にして

良いのかといったところが伺いたかった点です。

事務局：

民営化後は、保育園運営はすべて民間事業者による運営という形になります。移行期間の中で例えば1年、2年間、料金の面で条件を付けるといったことがあったにしても、その後は民間事業者の運営となるので、民間事業者と利用者で話し合いを行っていただき、料金等やサービス面を決めていただくことになります。ですから今の公立保育園のような状態を残すといったことは、公立保育園を存続させるという意味合いになります。

伊崎会長：

分かりました。やはり公立保育園を残すか、セーフティーネットとして1園か2園か分かりませんが必要な数を残すか、あるいは民営化するかといったことになりますね。みなさんの意見はいかがでしょうか？

飯野委員：

全部民営化になるとのお話ですが、預ける側からすると民営化で何のメリットがあるのかなといった感想です。保護者からすると一番は、やはり今までから変わって私たちにとってどんな良いことがあるのかだと思います。移行期間に平成28年度からのスケジュールが記載されていますが、スケジュールを見てもバタバタとしてそれが何に還ってくるのかなというのが、一番気になるところです。民間事業者になって良かったと感じるまでに卒園してしまうといったことにもなりかねないと思いますし、その期間ずっといる保護者ばかりではないので、毎年毎年変わっていく方なので、一番大変な時期に子どもを預けていて私たちは何が良かったのかといったところが、保護者対象の説明会を実施しても一番みなさんが言うところになると思います。この1年しかいないといった保護者もいる中で、民営化をして預ける子どもたち、保護者にとって何がよかったのという話と、今公立保育園を全5園一度に民営化するといった話ですが、説明会での保護者の反応がすごく大切だと考えるので、その意見をきちんと受け止めていただき、そこで全部民営化すべきなのか、やはり公立を残すべきなのか、そのあたりは段階を踏んでも良かったのではないかなとこの案ができて考えました。何園かを民営化した後で、その後公立を残すのか、全部民営化するのかといった段階を踏んで決めてくださる方が良かったかと。突然全部民営化しますと言われても…といったところです。

佐藤委員：

基本的に民営化、民設民営方式といったことですが、各近くの市町を聞くと公立と併設しているところもあるとお話ですが、なぜ民営化全部という形となったのか、いろいろな考え方があの中ですらどうしてこの形となったのかその経緯を教えてください。

伊崎会長：

この素案ができるまでにかかなりの時間を要しているの、かなりの議論がなされていると思います。決める経緯はあったかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局：

なぜ全部民営化するのはということへの回答としては、民間にできることは民間で行うといった基本的な考え方からです。行政改革大綱の中で効率的で効果的な行政経営の推進が基本となっており、これは「最小の経費で最大の効果」をあげてを求められていると考えています。ですので、同じようなサービスを提供するときには少ない経費で行うことができるといった時には、その方法を検討し採用する方向を考えることとなります。

石田委員：

今までのいろいろなお話の中で、たぶん検討中となっている（８）民営化後の保育園運営に関する条件の項目が重要になってくる気がします。今ここに記載されている９項目以外に、公立でないといけない問題を項目として上げるかどうかというところで、そういう物も含めて項目に入れるかどうか、挙げたくないものも条件として検討して、現状と民営化後でこうなるといった比較表にまとめることができれば良いのではないかと考えます。後、関係法令の遵守のところでのこの民営化に関して、新たに整備される法令や条例があれば教えていただきたい。公立でないといけないといった内容のものがその中にあるのかなども教えていただければと思います。

事務局：

（８）の項目に記載した関係法令の遵守の意味は、保育園を運営する際に関係する法令や、条例を守ることを求めています。また、公立でないといけないといった項目ではなく、公立が行ってきた開園時間や定員、受入年齢等の面で、公立と同等かそれ以上で運営を行っていたと書いた形で条件に書き加えていくことになるかと考えています。

伊崎会長：

繰り返しの確認となりますが、この（８）運営条件については何年か後には事業者が変えてしまうことができるのでしょうか。

事務局：

変えることは可能です。

伊崎会長：

不安になるとすればその部分ですね。大賀委員、ご意見はいかがでしょうか。

大賀委員：

公的な機関の立場なので、今の経済状況を考えればやらざるを得ない部分があるのだろう

と思うと、中立の立場でいるのが難しいと感じています。私たちが接する子どもたちは、先ほどから話に出る貧困家庭がありますが、お母さんが精神的疾患を抱えていたり、子だくさんでいろんな虐待的な問題を含んでいる家庭と接することが多いので、公的な部分でセーフティーネットとしての機能があると預ける側としても非常に安心してお願いできる部分があります。そういった部分を民営化の中でも上手く盛り込んでいただいて、そういった子どもたちが切れないようなセーフティーネットがあると良いなと思っています。そういった家庭ではお金もないということもそうですが、いろんな保育園に行けない条件、お母さんの精神疾患で働けない等の問題が多いです。何かしらの条件でこういった家庭の子どもが守られると良いなと思っています。

伊崎会長：

難しいお立場でのご意見ありがとうございます。最後に、資料編でグリム保育園から吉田保育園まであり、私は小山市民で土地勘がないので、これらの公立保育園について引き受けて手はあるのでしょうか。内木委員の発言で不安になったので、民営化を行うと言いながら誰も引き受け手がいないといった事態になると困ると思うのですが、どこか引き受け手はあるのでしょうか。

内木委員：

大丈夫だと思います。

伊崎会長：

本日の議論は意見を出すだけといった形で、何の結論も出さないことになりましたが、(2)のその他について何かあるのでしょうか。

事務局：

事務局からはありません。

伊崎会長：

分かりました。では、最後にこれだけは聞きたいといったことはありますでしょうか。

小島委員：

グリム保育園と吉田保育園は洪水ハザードマップに記載されていると資料に載っていますが、先日の洪水ではどのような状態だったのでしょうか。

事務局：

姿川の隣にあるグリム保育園と、田川に近い吉田保育園は浸水想定区域となっています。吉田保育園は田川から少し離れていますが、田川もかなり増水していたので、9月10日は休園としました。またグリム保育園も休園としました。姿川はかなり増水しており、隣接

するきらら館東のグリム保育園に入る道路が冠水したので車が入れない状況となりました。グリム保育園を休園にしましたが、突然のことなのでお仕事などで都合がつかない方には石橋児童館にて保育を行いました。吉田保育園は浸水想定区域ではありますが、田川が氾濫してもすぐに被害が出る距離ではないので、休園ではありますがこちらでも都合のつかない方の保育を、吉田保育園で実施しました。万一田川が氾濫した場合は隣に頑丈な建物の公民館があるためその2階に避難することとしていました。公立5園の内2園を休園としました。他の保育園では調理員が来られないなどの理由で通常の給食が提供できないといった面はありましたが、それ以外は通常どおり開園しました。

伊崎会長：

以上で議事を終了します。

事務局：

会長には長時間にわたり、議事の進行ありがとうございました。次第の4のその他としまして、次回の会議ですが会長と相談しまして日程が決まりましたらお知らせします。

5 閉 会

事務局：

以上をもちまして、平成27年度第2回下野市子ども・子育て会議を閉会といたします。

会議の経過を記載し、相違がないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

会 長

署名委員

署名委員